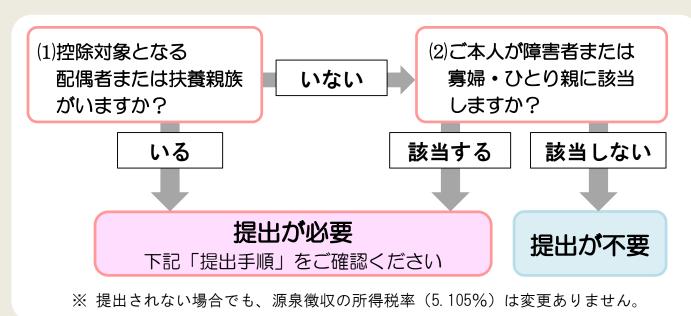
大切なお知らせ

扶養親族等申告書の提出をお願いします

下記フロー図で提出が必要かご判断ください 提出すると該当する控除が受けられます



控除対象の条件や障害者、寡婦・ひとり親については同封の「手引き」をご覧ください。

〇提出手順

確認

申告書にあらかじめ記載されている配偶者・扶養親族に 変更・追加があるかをご確認ください

変更・追加がない場合

提出年月日、ご本人の氏名を記入(押印は不要)

変更・追加がある場合

同封の「手引き」を 参照し記載内容を訂正・追加

投函

返信用封筒に切手(※)を貼って申告書を封入し、申告書に記載されている提出期限までに届くよう、投函ください

※ 普通郵便でお送りいただく場合、必要な切手は84円になります。



税制改正に伴う主な変更点

〇扶養親族等申告書に押印が不要となりました

税制改正に伴い、令和3年4月1日以降に公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する場合、押印は不要となりました。

A「受給者」欄にご本人の氏名を記入してご提出ください。押印は不要です。



なお、押印された場合でもそのままご提出ください。押印されていることを理由に申告書を お返しすることはありません。

ご本人以外の方が代筆する場合でも押印は必要ありません。

代筆の場合、A「受給者」欄にはご本人の氏名を記入し、申告書裏面49「摘要」欄に代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。